

審査基準整理票

処分名	指定障害児通所支援事業者の指定の更新		
根拠法令名	児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日）（法律第百六十四号）		（条項）第21条の5の16第1項
基準法令名	大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月31日条例第31号）		（条項）
所管部署	福祉部 障害福祉課 管理係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>第二十一条の五の十六 第二十一条の五の三第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ② 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 ③ 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 ④ 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （平二二法七一・追加）</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。